

○ 管財関係債権の免除の上申に関する事務取扱要領について

〔昭和 52 年 6 月 16 日〕  
〔蔵理第 2554 号〕

改正 平成元年 4 月 1 日蔵理第 1668 号  
同 5 年 12 月 28 日 同 第 5037 号  
令和元年 6 月 28 日財理第 2319 号  
同 2 年 12 月 18 日 同 第 4097 号  
同 3 年 6 月 11 日 同 第 1932 号

大蔵省理財局長から各財務局長宛

管財関係債権について、歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理又は分任歳入徴収官代理が「国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）」第 38 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、あらかじめ財務大臣の承認を受けようとするときの事務取扱要領を別紙の通り定めたから、通知する。

別紙

管財関係債権の免除の上申に関する事務取扱要領

第 1 通則

1 この事務取扱要領に基づいて、歳入徴収官財務事務所長並びに分任歳入徴収官財務局出張所長及び財務事務所出張所長が、財務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ財務局長等（財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の指示を受け、かつ、上申に当つては財務局長等を経由するものとする。

なお、この場合に財務事務所出張所長に係るものについては、その所属する財務事務所長を経由するものとする。

2 この事務取扱要領に基づいて、財務大臣の承認を受けようとする場合において、財務大臣あて提出する書類（以下「上申書」という。）は、正副 2 通とする。

第 2 歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理又は分任歳入徴収官代理（以下「歳入徴収官」という。）が、その所掌に属する管財関係債権について、免除の承認を受けようとするときは、次に定める上申書によつて、これを行うものとする。

1 法第 32 条第 1 項関係

(1) 「上申書」には次の資料を添付する。

- イ 債権調査書
- ロ 当該債権に係る債権管理簿（個人別）写
- ハ 免除申請書写
- ニ その他参考となる関係書類

(2) 「債権調査書」の記載内容及び調査事項は、次の通りとする。

なお、債権調査書に記載される事項の調査については、極力債務者に資料を提出させ、調査を容易にするよう債務者を指導するものとする。

- イ 適用法令

免除しようとする根拠規定を記載する。

ロ 債務者の住所及び氏名又は名称

個人にあつては、住所及び氏名を、また法人にあつては代表者名を併記するものとする。

ハ 債権の種類及び債権額

免除しようとする債権の種類と債権の金額を記載するものとする。

なお、債権の種類が 2 以上にわたるときは、債権の種類ごとに債権額を記載して、その計を付するものとする。

ニ 債権の発生原因及び発生年月日

債権の発生が法令の規定に基づくものにあつては当該条項を、また契約に基づくものにあつては、その根拠原因をそれぞれ記載するものとする。

ホ 履行延期の特約等の概要

履行延期の特約(履行延期の特約に準じた和解及び調停を含む。)を行つた経緯、履行期限を延長した期間、金額、条件等を記載する。

ヘ 履行督促の状況

履行延期の特約等の期間中における履行の状況及び督促並びに債務者との折衝状況を簡記する。

ト 債務者の資産状況

債務者の資力及び資産の状況から無資力又はこれに近い状態にあることについての調査結果を記述する。

なお、この調査は実地に行うものとし、不動産に限らず現金、預金、動産等についても行い、給与生活者に対する調査は給与支給者、税務署等に確認するとともに、債務者が受けている年金等についても調査するものとする。

チ 保証人及び担保の状況

保証人の有無及び保証人のある場合には、保証人の住所、氏名、保証の範囲及び履行請求の措置等を記述し、その資産状況をトに準じて調査するものとする。

また、担保の有無及び担保が付されている場合には、担保物件の所在、種類、数量、担保権の種類、内容及び評価額を記載するものとする。

リ 債務名義

債務名義の有無及びその種類を記載する。

ヌ その他参考となる事項

ル 歳入徴収官の意見

以上の調査により、免除が適当であると認めた結論を簡単に記述する。

(3) 「その他参考となる関係書類」は、次の通りとする。

イ 債務者が個人にあつては住民票謄本、また法人にあつては定款(財団法人にあつては寄付行為)及び登記簿謄本(必要により抹消部分を含む。)

ロ 免除しようとする債権が延滞金である場合にはその簡単な計算根拠。

ハ 1 の(2)のホについては、当該関係書類の写。

ニ 債務者の資産状況

A 個人である債務者については、当該債務者及びこれと生計を一にする家族の年間総収入の合計額の月割額と生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく生活保護基準額との対比状況の調査書(別紙様式「総収入月割額及び生活保護基準額等調査書」により取りまとめる。)

B 法人である債務者については、最近 3 期の計算書類。

なお、計算書類の調査に当っては、簿外資産の有無等についても留意するものとする。

ホ 免除しようとする債権に担保が付されている場合には、当該担保物件の評価調書。

ヘ 債務名義のあるものについては、債務名義の写。

ト その他参考となる関係書類

## 2 法第 32 条第 3 項関係

(1) 「上申書」の添付資料は、上記 1 の(1)に準ずるものとする。

(2) 「債権調査書」の記載内容及び調査事項は、上記 1 の(2)を準用するほか、次の事項を加える。

債務者の資力の状況により債権を免除することのやむを得ない事情「債務者の資産状況」を検討して、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することがやむを得ないとする事情を記述する。(記載順序は 1 の(2)のトの次に加える。)なお、1 の(2)のへの「履行督促の状況」の記載は、債務者がその延長された履行期間内において弁済したことが条件となるので、弁済状況を具体的に記述するものとする。

(3) 「その他参考となる関係書類」として、上記 1 の(3)を準用するほか、上記(2)の債権を免除することがやむを得ないとする事情の資料がある場合には、その資料の写を添付する。

## 第 3 書面等の作成・提出の方法

本事務取扱要領に基づき、作成を行う上申書については、電子ファイルにより作成を行うことができるものとする。また、上申書の提出に当たっては、電子メール等の方法により行うことができるものとし、当該方法により提出を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別紙様式

総収入月割額及び生活保護基準額等調査書

令和 年 月 日  
調査者 氏名

家 族				総収入 月割額	生 活 扶 助					教 育 扶 助					住宅 扶助	療養費	摘要
続柄	氏名	性別	年齢		基 準 生 活 費		加算	人工栄 養費等	計	基準額	教材代	給食費	交通費	計			
					居 宅												
					第1類	第2類											
		費目	金額														
				円	円	基準額 (6人以上割増を 含む)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
						冬期加算 (6人以上割増を 含む)											
						×5/12											
						期末一時 扶助費											
						×1/12											
計				A				B					C	D	E		
判 定	B × 1.0 =			円 F	備考	1 総収入月割額の算出基礎は別表の通りである。										級地区分	
	C + D + E =			円 G													
	F + G =			H												冬期加算額 地区別区分	
	A H 要上申、専決																

## 記載要領

- 1 「家族」欄には、収入の有無にかかわらず債務者及び債務者と生計を一にする家族（以下「債務者等」という。）の全員について記載する。
- 2 「総収入月割額」欄には、別表の「総収入月割額算出表」により算出した金額を債務者等のうち該当者につき各人別に記載する。
- 3 「生活扶助」欄には、昭和38年4月1日厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）別表第1の第1章（2、3を除く。）、第2章及び第3章（3を除く。）に基づき算定した金額を記載する。
- 4 「教育扶助」欄には、保護基準別表第2に基づき算定した金額を記載する。  
この場合、「家族」欄記載の債務者等のうち義務教育を受けている者に該当する金額を記載する。なお、債務者等のうち義務教育を受けている者については、その在学年を「摘要」欄に（例えば「中2」「小3」等）記載する。
- 5 「住宅扶助」欄には、保護基準別表第3に定める範囲内で債務者等が現に地代又は家賃として支払っている金額を記載する。  
この場合、当該金額は保護基準別表第3の2の(1)又は(2)に基づき認定した金額である場合は、その認定理由等を「備考」欄に記載する。
- 6 「療養費」欄には、債務者等のうち6ヶ月以上の長期療養者について、保護基準別表第4を参考として算出した金額を記載し、その算出基礎を「備考」欄に記載する。
- 7 「級地区分」欄には、債務者等の住所の所在する市町村について保護基準別表第8により決定した級地区分を（例えば「1級地」等）記載する。
- 8 「冬期加算額地区別区分」欄には、債務者等の住所の所在する都道府県について保護基準別表第1の第1章の1の(2)のイにより決定した地区別区分を（例えば「Ⅱ区」等）記載する。
- 9 「判定」欄には、次により記載する。
  - (1) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)を超えるとき、 $A > H$ 「要上申」に○印を付する。
  - (2) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)に等しいとき、 $A = H$ 「専決」に○印を付する。
  - (3) 「A」欄記載の金額が「F+G」の金額(H)に満たないとき、 $A < H$ 「専決」に○印を付する。
- 10 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とする。

## 別表

## 総収入月割額算出表

家族			粗収入	経営費	負担金	公租公課 D				社会保険料等 E				差引総収入 A - (B + C + D + E) = F	総収入月割額 F ÷ 12月	備考
続柄	氏名	年齢				A	B	C								
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
計																

## 記載要領

- 1 「家族」欄には、収入の有無にかかわらず債務者等の全員について記載する。
- 2 「粗収入」欄から「社会保険料」欄までは、すべて年額について記載する。
- 3 「公租公課」欄及び「社会保険料」欄中の空欄には、それぞれ税目及び社会保険名等を記載する。
- 4 粗収入、経営費、負担金、公租公課及び社会保険料等の認定に当たっては、昭和52年4月28日付蔵会第1211号「大蔵省所管債権に係る国の債権の管理等に関する法律第32条の免除に関する実施基準について」通達別紙実施基準2の留意事項（ホを除く。）を参照し、勤務先又は官公署等の発行に係る各種証明書を添付する。
- 5 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とする。